

一般財団法人大阪労働協会（以下、「当協会」という。）が行う自動販売機設置事業者（以下「設置事業者」という。）の募集に参加される方は、この募集要項をよく読み次の各事項をご承知の上、お申込みください。

1. 施設の所在地（住所表示）

大阪府立労働センター（エル・おおさか）南館 1 階（大阪府中央区石町 2 - 5 - 3）

2. 設置期間

契約締結日から令和 11 年 3 月 31 日（土）

3. 設置台数

2 台 ※設置場所は別紙図面の通り。

4. 提案項目

（1）自動販売機の提供商品の提案。但し下記の 2 点を留意する。

①清涼飲料などの飲料及び酒類を除く。

②設置する自動販売機の提供商品が同一でない商品を偏りなく配置する。

（2）自動販売機 1 台当たりの月額売上（税込）を対象とする販売手数料の割合（%）の提示。

5. 必須条件

①自動販売機利用にあたって、緊急事態が発生した際は、速やか且つ真摯な対応を行う。

②商品の補充及び変更、消費期限の確認、売上金の回収及び釣銭の補充は設置業者が行う。

③設置事業者は保守業務を随時行って維持に努めるほか、自動販売機の故障、問合せ及び苦情については故障時等の連絡先を自動販売機の前面に明記し、設置事業者の責任において迅速に対応する。なお、釣銭トラブルの緊急対応として 1 台当たり 1,000 円の現金を当協会に預ける。

④設置事業者は暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号から第 4 号まで又は第 6 号の規定に該当しない者である。

⑤設置事業者は関係法令等を遵守するとともに、関係機関等への届出、検査等が必要な場合は、遅滞なく手続等を行う。

⑥自動販売機の設置及び撤去に要した工事費、移転費等の一切の費用は設置業者の負担とし、別紙設置図面上に設置する自動販売機の運転により発生する電気料金は設置業者の負担とする。なお、電気料金の契約については当協会にご相談ください。

⑦商品の提供上、発生するゴミ類の回収箱の設置及び回収作業は設置業者が積極的に行う。

⑧自動販売機及びこれに要する回収箱の設置場所について用途以外で使用してはならない。

⑨使用許可施設の原状を変更してはならない。

⑩使用許可施設の転貸及び賃借権の譲渡をしてはならない。

⑪契約に係る自動販売機及び設置事業者が施した造作を第三者に譲渡してはならない。

- ⑫契約により生ずる権利若しくは義務の全部若しくは一部を第三者に譲渡し、若しくは継承させ、又はその権利を担保に供してはならない。
- ⑬売り上げ状況等について所要の報告若しくは資料の提出又は実地での調査を拒み、若しくは妨げ、又は報告若しくは資料の提出を怠ってはならない。

上記①～⑬の必須条件が遵守できない場合は本選定に参加できません。

また、選定後においても遵守されない場合は設置期間に関係なく契約を解除することもあり得ます。

## 6. 設置業者の選定方法

上記の提案項目（１）、（２）を総合的に判断し、設置業者を決定することとします。

## 7. 提出方法・提出先

下記の事務局へ直接持参、または郵送にてお送りください。

（郵送先）

〒540-0031 大阪府中央区北浜東3-1-4 大阪府立労働センター（エル・おおさか）本館1階  
一般財団法人大阪労働協会 事務局 宛

## 8. 選定結果通知

選定結果については直接応募者に連絡します。

## 9. 参考資料

- ・自動販売機設置場所 配置図

## 10. その他

選定業者とは別途契約書を締結いたします。

## 11. 問い合わせ先

一般財団法人大阪労働協会 事務局（担当：上田）

TEL：06-6942-0001 E-mail:ork@l-osaka.or.jp